

三三〇八・九〇	その他のもの	項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第三二・〇八項又は第三二・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
三三二・〇九	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもとしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）	第三二・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三三二一〇・〇〇	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	第三二・一〇項又は第三二・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
三三二一一・〇〇	調製ドライヤー	第三二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
三三二・一二	顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その	第三二・一二項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>三三二・一三</p> <p>三三二・一四</p> <p>三三二・一五</p>	<p>他の着色料</p> <p>画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）</p> <p>ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材</p> <p>印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）</p>	<p>第三二・〇三項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項又は第三二・一三項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第三二・〇八項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項又は第三二・一四項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第三二・一五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>第三三類</p> <p>三三三・〇六</p> <p>三三三・〇六・二〇</p>	<p>精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</p> <p>口腔衛生用の調製品（義歯定着用ペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）</p> <p>歯間清掃用の糸（デンタルフロス）</p>	<p>第三三・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>三三三・〇七</p>	<p>ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）</p>	<p>第三三・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第三四類</p> <p>三四・〇三</p>	<p>せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品          調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆<sup>せい</sup>防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。）          石油又は歴青油を含有するもの          紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の</p>	<p>第三四・〇三項に該当する材料以</p>
<p>三四〇三・一一</p>		

<p>第三五類 三五・〇六</p> <p>第三五・〇七</p>	<p>たんぱく系物質、変性でん粉、<small>こ</small>膠着剤及び酵素調製<small>じょう</small>膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）酵素及び他の項に該当しない調製した酵素</p>	<p>第三五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p> <p>第三五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>三四〇三・一九</p> <p>三四〇三・九一</p> <p>三四〇三・九九</p>	<p>調製品</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品</p> <p>その他のもの</p>	<p>外の材料からの生産</p> <p>三四・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p> <p>三四・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>三四・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第三六類</p>	<p>火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料</p>	

<p>三六〇一・〇〇</p>	<p>火薬</p>	<p>第三六・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>三六〇二・〇〇</p>	<p>爆薬</p>	<p>第三六・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>三六〇三・〇〇</p>	<p>導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管</p>	<p>第三六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>三六・〇四</p>	<p>花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品</p>	<p>第三六・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>三六〇五・〇〇</p>	<p>マッチ（第三六・〇四項の火工品を除く。）</p>	<p>第三六・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>三六・〇六</p>	<p>フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品</p>	<p>第三六・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第三八類 三八・〇一  三八〇一・一〇</p>	<p>各種の化学工業生産品 人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。） 人造黒鉛</p>	<p>第三八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

三八〇一・二〇	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	第三八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
三八〇一・三〇	電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの	第三八・〇一項に該当する黒鉛その他の炭素をもととした調製品以外の材料からの生産
三八〇一・九〇	その他のもの	第三八・〇一項に該当する黒鉛その他の炭素をもととした調製品以外の材料からの生産
三八・〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）	第三八・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
三八〇二・九〇	その他のもの	第三八・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
三八・〇八	殺虫剤、殺鼠 <sup>そ</sup> 剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びびろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八・〇九	仕上剤、促進剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものと	

三八〇九・九一	し、他の項に該当するものを除く。 その他のもの	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	第一三類又は第二五類から第四〇類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八〇九・九二		製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	第一三類又は第二五類から第四〇類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八〇九・九三		皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	第一三類又は第二五類から第四〇類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三八・一〇		金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三八・一一		調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除	

三八二二・一〇

く。及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤  
調製したゴム加硫促進剤

第五類、第一二類、第一三類、第

三八二二・二〇

ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤

二五類から第四〇類まで、第四四

三八二二・三〇

ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤  
その他の複合した安定剤

類又は第六八類から第八一類まで  
に該当する材料以外の材料からの  
生産  
第五類、第一二類、第一三類、第

三八一三・〇〇

消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消  
火弾

二五類から第四〇類まで、第四四  
%以上である生産  
第五類、第一二類、第一三類、第



<p>三八一四・〇〇</p>	<p>有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤</p>	<p>類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産 第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>三八・一五</p>	<p>反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）</p>	
<p>三八一五・一一</p>	<p>担体付き触媒 活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの</p>	<p>第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>三八一五・一二のうち</p>	<p>活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの</p>	

三八一五・一九のうち	白金触媒及び自動車の排気ガス浄化用のもの以外のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
その他のもの 鉄触媒以外のもの	その他のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三八一五・九〇のうち	その他のもの 鉄触媒及び白金触媒以外のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他	第五類、第一二類、第一三類、第

三八一七・〇〇	これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）	二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八一九・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二〇・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二二・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二二・〇〇	微生物用の調製培養剤	第三八・二一項に該当する材料以

三八・二四

三八二四・一〇

三八二四・二〇

三八二四・三〇

鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）

鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤

ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル

金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）

外の材料からの生産

第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産

第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの

三八二四・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	生産 第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二四・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二四・七一	非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）を含有する混合物 非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）を含有するもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二四・七九	その他のもの	第五類、第一二類、第一三類、第

三八二四・九〇のうち

その他のもの

チューインガムベース（砂糖その他の甘味料  
又は香料を含有するものを除く）、オクタブ  
ロモジフェニル||オキシド及びヘプタプロモ  
ジフェニル||オキシドを主成分とする混合物  
並びにジプロモネオペンチルグリコールを主  
成分とする混合物以外のもの

三八・二五  
化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留  
物（他の項に該当するものを除く）、都市廃棄物、  
下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物、

有機溶剤廃棄物

ハロゲン化合物

三八二五・四一

二五類から第四〇類まで、第四四  
類又は第六八類から第八一類まで  
に該当する材料以外の材料からの  
生産

第五類、第一二類、第一三類、第  
二五類から第四〇類まで、第四四  
類又は第六八類から第八一類まで  
に該当する材料以外の材料からの  
生産

第五類、第一二類、第一三類、第  
二五類から第四〇類まで、第四四  
類又は第六八類から第八一類まで  
に該当する材料以外の材料からの  
生産

三八二五・四九	その他のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二五・五〇	金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二五・六一	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる廃棄物 有機物を主成分とするもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二五・六九	その他のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類まで

<p>三八二五・九〇のうち</p>	<p>その他のもの セレンさい及びテルルさい並びにアンモニニアガス液及び石炭ガス精製の際に産出する廃酸化鉄以外のもの</p>	<p>に該当する材料以外の材料からの生産 第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第三九類 三九・〇一 三九〇一・一〇のうち 三九〇一・二〇のうち</p>	<p>プラスチック及びその製品 エチレンの重合体（一次製品に限る。） 比重が〇・九四未満のポリエチレン塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの 比重が〇・九四以上のポリエチレン塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品</p>	<p>第三九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第三九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>三九・〇二</p>	<p></p>	<p></p>



三九〇二・一〇のうち	に限る。)	ポリプロピレン	第三九・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇二・二〇のうち		ポリイソブチレン	第三九・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇二・三〇のうち		プロピレンの共重合体	第三九・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇二・九〇のうち		その他のもの	第三九・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九・〇三		スチレンの重合体（一次製品に限る。）	
三九〇三・一一のうち		ポリスチレン	
		多泡性のもの	

三九〇三・一九のうち	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	第三九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇三・三〇のうち	その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ABS）共重合体	第三九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九・〇四	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの 塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	第三九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第三九・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	
三九〇五・一二	ポリ（酢酸ビニル） 水に分散しているもの	第三九・〇五項に該当する材料以

三九〇五・一九	その他のもの	外の材料からの生産
三九〇五・二一	酢酸ビニルの共重合体 水に分散しているもの	第三九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産
三九〇五・二九	その他のもの	第三九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産
三九〇五・三〇	ポリ(ビニルアルコール) (加水分解してないア セテート基を含有するかしないかを問わない。)	第三九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
三九〇五・九一	その他のもの 共重合体	第三九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産
三九〇五・九九	その他のもの	第三九・〇五項に該当する材料以 外の材料からの生産
三九・〇六	アクリル重合体 (一次製品に限る。)	第三九・〇六項に該当する材料以 外の材料からの生産
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹 脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリ	第三九・〇六項に該当する材料以 外の材料からの生産

三九〇七・一〇	ポリアセタール	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇七・二〇のうち	その他のポリエーテル	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇七・三〇	ポリジブロモフェニレンジオキシド以外のもの	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇七・四〇のうち	エポキシ樹脂	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇七・五〇	ポリカーボネート テトラブロモビスフェノールAポリカーボネート以外のもの	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇七・六〇	アルキド樹脂	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
	ポリ(エチレンテレフタレート)	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のポリエステル	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産

ルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）

三九〇七・九一	不飽和のもの	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九〇七・九九	その他のもの	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）	第三九・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（二次製品に限る。）	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇九・一〇	尿素樹脂及びチオ尿素樹脂	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇九・二〇	メラミン樹脂	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇九・三〇	その他のアミノ樹脂	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇九・四〇	フェノール樹脂	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

三九〇九・五〇	ポリウレタン	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）	第三九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九・一一	石油樹脂、クマロンインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	第三九・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
三九一一・一〇	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロンインデン樹脂及びポリテルペン	第三九・一一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九一一・九〇	その他のもの	第三九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	第三九・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、	第三九・一三項に該当する材料以外の材料からの生産

三九一四・〇〇	他の項に該当するものを除く。 第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	第三九・〇一項から第三九・一四項までに該当する材料以外の材料からの生産
三九・一五	プラスチックのくず	第三九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	
三九一七・一〇のうち	硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング） セルロース系材料製のもの以外のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上

三九一七・二二

管及びホース（硬質のものに限る。）  
エチレンの重合体製のもの

三九一七・二三

プロピレンの重合体製のもの

三九一七・二四

塩化ビニルの重合体製のもの

三九一七・二五

その他のプラスチック製のもの

である生産

第三九・〇一項から第三九・一三  
項まで若しくは第三九・一七項に  
該当する材料以外の材料からの生  
産又は原産資格割合が六〇%以上  
である生産

第三九・〇一項から第三九・一三  
項まで又は第三九・一七項に該当  
する材料以外の材料からの生産  
第三九・〇一項から第三九・一三  
項まで若しくは又は第三九・一七  
項に該当する材料以外の材料から  
の生産又は原産資格割合が六〇%  
以上である生産  
第三九・〇一項から第三九・一三  
項まで若しくは第三九・一七項に  
該当する材料以外の材料からの生  
産又は原産資格割合が六〇%以上  
である生産



三九一七・三一

その他の管及びホース  
フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース  
(破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに  
限る。)

三九一七・三二

その他のもの(継手なしのものに限るものと  
し、他の材料により補強し又は他の材料と組み  
合わせたものを除く。)

三九一七・三三

その他のもの(継手付きのものに限るものと  
し、他の材料により補強し又は他の材料と組み  
合わせたものを除く。)

三九一七・三九

三九一七・四〇

継手

第三九・〇一項から第三九・一三  
項まで若しくは第三九・一七項に  
該当する材料以外の材料からの生  
産又は原産資格割合が六〇%以上  
である生産

第三九・〇一項から第三九・一三  
項まで又は第三九・一七項に該当  
する材料以外の材料からの生産

第三九・〇一項から第三九・一三  
項まで又は第三九・一七項に該当  
する材料以外の材料からの生産

第三九・〇一項から第三九・一三  
項まで若しくは第三九・一七項に  
該当する材料以外の材料からの生  
産又は原産資格割合が六〇%以上  
である生産

第三九・〇一項から第三九・一三  
項まで若しくは第三九・一七項に  
該当する材料以外の材料からの生